

○和歌山市民図書館条例施行規則

昭和56年7月17日

教委規則第7号

改正 昭和56年11月21日教委規則第11号
昭和57年3月13日教委規則第3号
昭和58年6月29日教委規則第4号
昭和59年4月27日教委規則第4号
昭和59年12月22日教委規則第11号
昭和62年3月31日教委規則第15号
昭和63年3月31日教委規則第9号
平成3年6月24日教委規則第17号
平成3年9月20日教委規則第20号
平成10年1月14日教委規則第1号
平成12年3月31日教委規則第19号
平成16年10月15日教委規則第12号
平成17年3月25日教委規則第16号
平成18年12月26日教委規則第17号
平成19年2月20日教委規則第2号
平成26年2月19日教委規則第2号
平成28年9月30日教委規則第23号
平成29年6月30日教委規則第18号
平成30年7月17日教委規則第28号
令和元年10月21日教委規則第4号
令和元年10月25日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市民図書館条例（昭和56年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

(利用場所)

第3条 資料は、所定の場所で利用しなければならない。ただし、館長が必要があると認め、

特に利用の場所を指定したときは、この限りでない。

(資料の複写)

第4条 資料の複写をしようとする者は、複写申込書(別記様式第1号)に必要事項を記載して、館長に提出しなければならない。

2 次に掲げる資料は、複写をすることができない。

(1) 複写した場合に資料を損傷するおそれがあるもの

(2) 技術的に複写が困難なもの

(3) 寄贈又は寄託された資料で、その寄贈等に際し条件として複写を禁止されているもの

(4) 館長が複写することを不相当と認めるもの

3 複写により著作権法(昭和45年法律第48号)上の問題が生じた場合は、すべて当該複写の申込みをした者がその責任を負うものとする。

(マイクロフィルムの複写)

第5条 マイクロフィルムの複写を依頼しようとする者は、マイクロフィルム複写申込書(別記様式第2号)に必要事項を記載して、館長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定は、マイクロフィルムの複写について準用する。

(貸出しを受けられる者)

第6条 資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 館長が特に必要があると認めた者

(貸出し)

第7条 資料の貸出しを受けようとする者は、利用者登録申込書(別記様式第3号)に必要事項を記載して、館長に提出し、利用券(別記様式第4号)の交付を受け、又は利用者登録兼利用機能登録申込書(別記様式第5号)に必要事項を記載して、館長に提出し、教育委員会(以下「委員会」という。)が認めるカードに利用券機能の登録を受けなければならない。

2 前項の規定により利用券の交付又は委員会が認めるカードに利用券機能の登録を受けるときは、前条各号に掲げる者であることを証明する書類を提示しなければならない。

3 第1項の規定による利用券の交付を受けた場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規

定する個人番号カード（マイキープラットフォーム（同項に規定する個人番号カードを様々なサービスを呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤をいう。）にマイキーIDが登録されているものに限る。以下「マイナンバーカード」という。）に図書館及びコミュニティセンター図書室の利用券として使用できる機能を登録しようとする者は、マイナンバーカードによる利用機能登録申込書（別記様式第6号）を館長に提出し、当該機能の登録を受けなければならない。

- 4 前項の規定により機能の登録をするときは、マイナンバーカード及び利用券を提出しなければならない。
- 5 資料の貸出しを受ける者は、次の各号に掲げる物のいずれかを提示しなければならない。
 - (1) 第1項に規定する利用券又は利用券機能登録を受けたカード
 - (2) 和歌山市コミュニティセンター条例施行規則（平成3年教育委員会規則第21号）第8条第2項に規定する利用券
 - (3) 第3項又は和歌山市コミュニティセンター条例施行規則第8条第4項の規定により利用券機能登録を受けたマイナンバーカード
(利用券等の有効期間)

第8条 利用券及び前条第1項に規定する利用券機能登録の有効期間は、その発行及び登録月の翌月から5年間とする。

(利用券等に関する届出)

第9条 利用券の交付又は委員会が認めるカードに利用券機能の登録を受けた者は、住所、氏名その他利用者登録申込書又は利用者登録兼利用機能登録申込書の記載事項に変更があつたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

- 2 利用券又は第7条第1項の規定により利用券機能登録を受けたカードを紛失したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(貸出ししない資料)

第10条 貴重な資料その他館長が特に指定した資料は、貸出しを行わない。ただし、館長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(貸出期間)

第11条 資料の貸出期間は、14日以内とする。ただし、館長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(貸出制限)

第12条 同時に貸出しをすることのできる資料の数量は、1人につき15資料（視聴覚資料

は2資料)以内とする。ただし、館長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(自動車文庫)

第13条 図書館は、市民の読書活動を推進するため自動車文庫を設置する。

2 自動車文庫の利用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(寄贈)

第14条 図書館は、資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館に資料を寄贈しようとするときは、委員会に所定の事項を記載した申込書を提出し、承認を受けるものとする。

3 資料の寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、事情により特に委員会が負担することがある。

(駐車場の使用料の減免)

第15条 条例第15条の7において読み替えて準用する和歌山市営駐車場条例(昭和46年条例第39号)第6条の規定により駐車場の使用料を減額又は免除する場合については、和歌山市営駐車場条例施行規則(昭和46年規則第26号の2)第6条の規定を準用する。

2 条例第15条の7において読み替えて準用する和歌山市営駐車場条例第6条の規定により駐車場の使用料の免除又は減額を受けようとする者は、その自動車を出場させるまでに和歌山市営駐車場条例施行規則第6条各号に該当することを証する書類を委員会に提示しなければならない。

3 駐車場の使用料を減額する場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則抄

1 この規則は、昭和56年7月28日から施行する。

附 則(昭和56年11月21日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年3月13日)

この規則は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則(昭和58年6月29日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年4月27日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月22日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月24日）

この規則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成3年9月20日）

この規則は、平成3年9月25日から施行する。

附 則（平成10年1月14日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月15日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月26日）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年2月20日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、和歌山市河西ほほえみセンター条例（平成28年条例第58号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成29年5月1日）

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の和歌山市民図書館条例施行規則第13条第1項の規定により交付された利用券は、当分の間、第13条第1項の規定により交付された利用券とみなす。

附 則（平成29年6月30日）抄

改正 令和元年10月21日教委規則第4号

（施行期日）

- 1 この規則は、和歌山市民図書館条例の一部を改正する条例（平成29年条例第36号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和元年12月19日）

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の和歌山市民図書館条例施行規則別記様式第1号から別記様式第3号までによる用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年7月17日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月21日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月25日）

この規則は、和歌山市民図書館条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第30号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和2年4月24日）

別記様式第1号(第4条関係)

複 写 申 込 書

年 月 日

(宛先)和歌山市民図書館長

申込者 氏 名

住 所

電 話 ()

次のとおり資料を複写いたします。

	資 料 名	登 録 番 号	ペ ー ジ	枚 数
複 写 資 料			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	
			～	

著作権法上の問題が生じた場合は、すべて申込者とその責任を負うものとする。

複写は、1件1枚に限ります。

別記様式第2号(第5条関係)

マイクロフィルム複写申込書

資 料 名	
複 写 箇 所 (巻、コマ数)	
<p>この複写は、私の研究の目的のみに使用し、複写によつて生ずる著作権の問題等については私が責任を負います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)和歌山市民図書館長</p> <p style="text-align: right;">申込者 住所 氏名 電話</p>	
第 号	年 度
複 写 枚 数	枚
金 額	円

別記様式第3号(第7条関係)

利用者登録申込書		※	
フリガナ		せいねんがつび 生年月日	年 月 日
なまえ 名前		でんわ 電話	
じゅうしょ 住所	〒		
だんちとうごう 団地・棟号 など			
申込者が12歳以下の場合は、以下の項目もご記入ください。			
フリガナ		でんわ(保護者)	
保護者名		申込者との続柄	

※ 年 月 日 ちゅうい注意 ※印のしるしところはきにゆう記入しないでください。

※担当者名

※保険証・免許証・証明書・()

和歌山市民図書館

別記様式第4号(第7条関係)

	(登録番号)
利 用 券	
	●なまえ
	年 月まで有効
和歌山市民図書館	

別記様式第5号(第7条関係)

利用者登録兼利用機能登録申込書

次のとおり、教育委員会の認めるカードに図書館及びコミュニティセンター図書室の利用券として使用できる機能を登録することを申し込みます。

			※
フリガナ		せいねんがつび 生年月日	年 月 日
なまえ 名前		でんわ 電話	
じゅうしょ 住所	〒		
だんち 団地・棟号 など			
申込者が12歳以下の場合は、以下の項目もご記入ください。			
フリガナ		でんわ(保護者) 電話(保護者)	
保護者名		申込者との続柄	

※ 年 月 日 ちゅうい 注意 ※印のところは記入しないでください。

※担当者名

※保険証・免許証・証明書・()

和歌山市民図書館

別記様式第6号(第7条関係)

マイナンバーカードによる利用機能登録申込書

次のとおり、マイナンバーカードに図書館及びコミュニティセンター図書室の利用券として使用できる機能を登録することを申し込みます。

申 込 年 月 日	年 月 日
利用券に記載されている登録番号	
氏 名	

注意事項

- 1 マイナンバーカード及び利用券を提出してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

※ 受付日時	
※ 受付場所	
※ 担当者名	

別記様式第1号 (第4条関係)

別記様式第2号 (第5条関係)

別記様式第3号 (第7条関係)

別記様式第4号 (第7条関係)

別記様式第5号 (第7条関係)

別記様式第6号 (第7条関係)